

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日)

鳥取県告示第七百九十九号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十二条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 氏 名	指 定 年 月 日	点 数 表 用
稻 田 医 院	西伯郡西伯町 法勝寺三二三の二	内科、小児科、放 射線科	中曾 良逸	昭和四十三年一月十一日	乙 点数表
小林歯科医院	八頭郡用瀬町 三三二六七	産婦人科	小林 登喜子	同上	乙 点数表
繩 田 医 院	鳥取市元町四	繩 田 隆淑	"	同上	乙 点数表
				二十四日	乙 点数表
				十七日	乙 点数表

鳥取県告示第七百九十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

告 示

◆選管告示
◆公安告示

土地改良事業計画の認可
風俗営業等取締法による聴聞の実施
選舉管理委員会の招集

塩 谷 彰 秀	氏 名	住 所	及 び 登 録 の 記 号	登 録 の 年 月 日
米子市上福原一、八一八	一、四〇二	鳥 医		昭和四十三年十一月十五日

鳥取県告示第八百号

鳥取県魚市場条例（昭和二十五年四月鳥取県条例第九号）第四条第一項の規定に基づき、次のとおり魚市場の登録をしたので、同条例第十四条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月三日

鳥取県知事 石破

二朗

鳥取県告示第八百一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年十一月三日

鳥取県知事 石破

二朗

三 市場の所在地 倉吉市巣城三七五番地の一
四 登録期間 昭和四十三年十一月二十五日から
昭和四十八年十一月二十四日まで

番畜證明書 号	名	前	種類	生年月日	產地	血 統	父	母	級別	飼養者住所氏名
第一号	昭皇 鳥取縣臨 一 号	第 五 號	船 橋	肉用牛 昭四二・八・一〇	西伯郡岸本町	第六 吉 花	み や ひ め	三級	八頭郡智頭町 本 繁 治	
第二号	第 二 號	山		"	八頭郡船岡町	氣 高 あ べ				
第三号	琴			"	東伯郡大栄町	第六 吉 花	た み は な か ね			
第四号	中			"	鳥取市矢矯	第五十三 栄 竜	第一 ふ る た	"	東伯郡東伯町 齊 尾 晃	
第五号	桑			"	倉吉市上福田	第六 吉 花	か わ は な	"	飛 村 常 藏	
第六号	光			"	岡山県阿哲郡	第二 は な み つ		"	川 北 啓 之	
第七号	裕	星		"	日野郡日南町	第三 豊 あ お ば		"	東伯町 赤倫町	
第八号	ミソノマスター ンスカイラーク	裕		"	北海道静内郡	第四 三 二 五		"	ハイセンフィールドマス エイス・エムウォーカース カイラーコミゾノ	

第九号秀	榮	肉用牛	四一・九・五	西伯郡会見町	第十二榮光	第六かぢ	船原大山町典	
第一〇号生	田	"	"四一・八・一	"西伯町	伯	鵬はるのの	"安部貞紀	
第一一号隆	鵬	"	"四一・六・四	"伯仙町	第六吉花	さつき	"加川岸本町潔	
第一二号第六宮倉	"	"	"四一・六・一	"西伯町	"	"	"	
第一三号若吉	"	"	"四一・十一・三	"岸本町	"	"	"	
第一四号政光	"	"	"四一・六・一〇	"日野郡日南町	第十二榮光	かげやま	"安部貞紀	
第一五号栄山	"	"	"四一・六・一〇	"江府町	"	"	"	
第一六号初光	"	"	"四一・六・一〇	"日南町	裕	はるはな	"日野郡溝口町清	
第一七号大清	"	"	"四〇・三・一〇	"	"	たから	"日野町安五郎	
鳥取県告示第八百二号	三	縦覧に供する場所	四	異議の申出	五	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期	六	間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
昭和四十三年九月二十七日付けで会見町長から申請のあつた土地改良(朝金地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。	鳥取県告示第八百三号	会見町役場	鳥取県告示第八百三号	会見町役場	鳥取県告示第八百三号	鳥取県告示第八百三号	鳥取県告示第八百三号	鳥取県告示第八百三号

昭和四十三年九月二十七日付で会見町長から申請のあつた土地改良（朝金地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三号

昭和四十三年九月二十八日付で名和町長から申請のあつた土地改良（別所谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月四日から二十日間	縦覧に供する期間	鳥取県知事 石破
昭和四十三年十二月三日	土地改良事業計画書及び条例の写し	鳥取県知事 石破
	別所谷地区農道整備)事業計画については、審査し て、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) において準用する同法第八条第五項の規定により次	朗二
		昭和四十三年十二月三日

昭和四十三年九月二十八日付けで名和町長から申請のあつた土地改良（別所谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

一　縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間
昭和四十三年十二月四日から二十日間

三　縦覧に供する場所　名和町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四号

昭和四十三年七月二十九日付けで佐治村長から申請のあつた土地改良(津野地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事　石　破　二　朗

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間
昭和四十三年十二月四日から二十日間

三　縦覧に供する場所　佐治村役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六号

昭和四十三年十月十四日付で江北土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(江北地区暗きよ排水)事業については、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事　石　破　二　朗

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

鳥取県告示第八百五号

昭和四十三年七月二十九日付で佐治村長から申請のあつた土地改良(津野地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事　石　破　二　朗

一　縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間
昭和四十三年十二月四日から二十日間

三　縦覧に供する場所　佐治村役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六号

昭和四十三年十月十四日付で江北土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(江北地区暗きよ排水)事業については、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事　石　破　二　朗

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五号

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡北条町大字江北七九八ノ四
江北土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七号

昭和四十三年八月十四日付けで西伯郡岸本町丸山百十一番地小谷成美ほか十六人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条

第一条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し二 縦覧に供する期間
昭和四十三年十二月四日から二十日間三 縦覧に供する場所
岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九号

昭和四十三年九月二日付けで東伯郡泊村大字宇谷七百七十八番地山本展久ほか百一人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八号

昭和四十三年八月十四日付けで西伯郡岸本町真野五五九番地下村衛ほか十九人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所
岸本町役場

四 異議の申出

画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石破二朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県告示第八百十号

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

申請のあつた以西土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年十一月二十七

日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十三年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県告示第八百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年十二月三日から一週間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局倉吉工事事務所において一般の縦覧に供する。

種類	路線名	区間	供用開始の期日
一般国道	百八十一号	日野郡日野町板井原字峠根山 七三二の一五から	昭和四十三年十二月三日
		八三七まで	字木地屋

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

章

一 日時 昭和四十三年十二月四日 午前十時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

00476

7 昭和43年12月3日 火曜日 鳥取県公報

第3995号 (第三種郵便物認可)

三 議題 明るく正しい選挙推進指導者研修会（後期分）の結果について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十一号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

一 聽聞の期日及び場所

昭和四十三年十二月十二日 午前十時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会委員室

二 聽聞当事者の住所及び氏名

鳥取市東品治町四五の一二 西 山 愛 子

鳥取市東品治町二の四 田 中 弥 生

西 川 祐 子

鳥取県岩美郡岩美町網代一〇八 宮 崎 二 三 衛

西 川 祐 子

鳥取市川外大工町一一の六